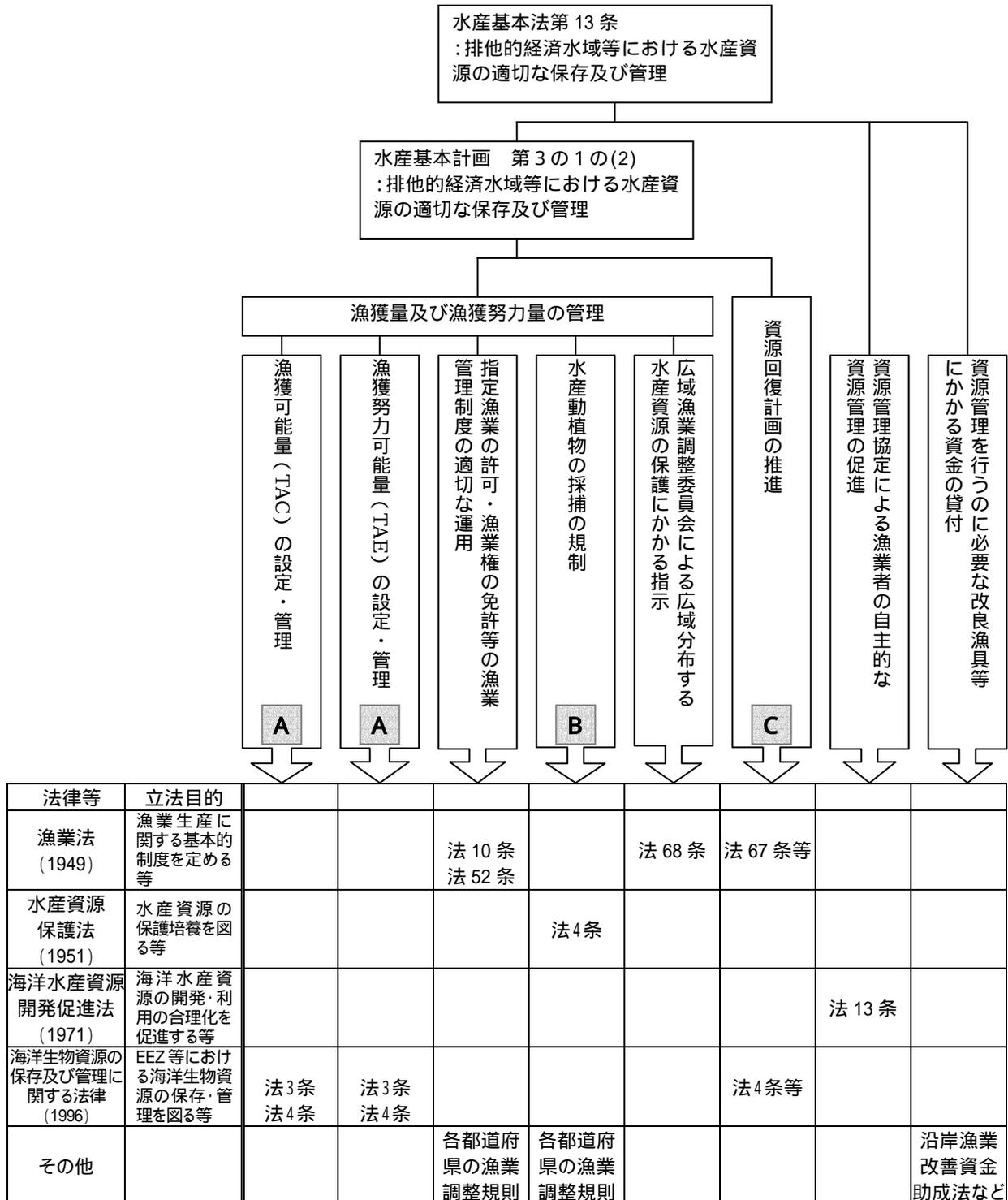


# 水産資源保護制度について

## 海洋の水産資源の保存及び管理に関する制度の現状

現在の水産資源の保存及び管理の施策は、水産基本法（平成 13 年 6 月 29 日法律第 89 号）の規定と水産基本計画の記述を基本とし、各法律等に含まれる制度を総合して、一体的に機能している。



出典：逐条解説水産基本法解説（水産基本政策研究会編 2001）等から作成

## 漁獲可能量（TAC）・漁獲努力可能量（TAE）制度、採捕規制、資源回復計画

### A．漁獲可能量（TAC）・漁獲努力可能量（TAE）制度

- ・ T A C 制度は、平成 8 年、我が国において「国連海洋法条約」が発効したことに伴い、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき導入された水産資源管理の新しい仕組み。それまで行われてきた漁獲能力や漁獲努力量\*の規制による資源管理と異なり、“採捕量”そのものに着目して管理する制度
- ・ T A C とは「Total Allowable Catch」の略で、魚種ごとに 1 年間の漁獲の上限を定めることにより、資源の保存・管理を図ろうとするもの
- ・ T A E \* 制度は、平成 15 年に導入された資源状態が悪化している漁業資源を早急に回復するために資源回復計画の対象となる魚種について、対象となる漁業と海域を定めた上であらかじめ漁獲努力量の上限を「漁獲努力可能量」として定め、その範囲内に漁獲努力量を収めるように対象漁業を管理する制度
  - \* 漁獲努力量.....漁獲のために投入された操業日数、漁船数等の量のこと
  - \* T A E .....「Total Allowable Effort」の略

### B．採捕規制

- ・ 水産資源保護法に基づき、水産資源の保護培養のために必要があるときに、農林水産省令又は各都道府県の漁業調整規則において、水産動植物の採捕、販売・所持、漁具・漁船などの制限・禁止について規則を定めるもの
- ・ 農林水産省令では、ヒメウミガメ（卵含む）、オサガメ（卵含む）、シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、ジュゴンの 6 種の保護動物について、一定の区域での採捕を原則禁止。また、違法に採捕された個体の所持・販売も禁止

### C．資源回復計画

- ・ 平成 13 年の水産基本法制定とともに、主要な水産関係法制度について、水産基本法の示す施策の方向に即して行われた改正により新たに示された漁業管理制度
- ・ 緊急に資源回復を図る必要がある魚種について、減船、休漁等を含む漁獲努力量の削減や種苗放流等による資源の積極的な培養、漁場環境の保全などの資源回復措置を計画的、横断的に講じていくもの
- ・ 資源回復計画は、国（一都道府県の範囲にとどまる資源については都道府県）が作成。法律等に基づくものではないが、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（T A C ・ T A E 制度）、漁業法等によってその実効を担保

## 資源回復計画の例

<b>日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画 (ハタハタ関係を抜粋)</b>	
公表時期	平成 15 年(2003 年)7月1日公表
資源の現状と回復の必要性	<p>1965 年から 1975 年までは漁獲量が 20,000 トン前後と非常に高い水準にあった。1976 年に漁獲量が 11,746 トンに半減して以降、漁獲状況は急激に悪化し、1991 年には 158 トンまで落ち込んだ。</p> <p>資源状況の急激な悪化を踏まえ、秋田県では 1992 年から独自に 3 年間の採捕禁止に踏み切った。また、関係 4 県の漁業者が北部日本海ハタハタ資源管理協定を締結し、資源管理を実施してきた。これらにより漁獲量も回復してきている。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">日本海北部のハタハタ漁獲量の変遷(1964～2002年)</p> <p style="font-size: x-small;">01年02年は県観へのデータ、富山県の01年02年は統計事務所への聞き取り、それ以外は漁業・漁獲量生産統計年報から作成。</p> </div>
資源の利用の現状	日本海北部においてハタハタを対象としている漁業は、漁獲量(2002 年)でみると小型定置網漁業で 57%、底びき網漁業で 35%と全体の 90%近くを占め、刺し網とその他で約 8%を漁獲している。
資源管理等の現状	<p>公的規制措置：隻数制限・水域制限・期間制限・漁具制限・体長制限など</p> <p>自主的規制措置：全長による採捕禁止・再放流、網目制限、漁獲量制限など</p> <p>遊漁について一部の県で、卵の採捕禁止及び所持販売禁止、たも網等による採捕禁止。</p> <p>放流技術に係る基礎技術開発、種苗の大量生産技術開発、種苗放流、産卵場拡大のための藻場造成整備</p> <p>一部漁業者による、外国漁船による残置漁具の回収、海底清掃等</p>
資源回復のために講じる措置	<p>H15 年度～23 年度までに、各県ごとに定めた漁獲努力量削減措置(減船、休漁、漁具の改良など)を順次実施する。</p> <p>また、必要に応じ、漁具の改良、休漁、保護区域の設定等を追加する等検討することにする。</p> <p>休漁する漁業者を活用した海底堆積物の除去及び海底耕耘</p>
資源回復の目標	関係漁業者が実施中の資源管理措置を基礎とし、さらに措置を講じ、小型魚の保護などを行うことにより、現状の回復傾向を維持し、海域全体の漁獲量で 5,000 トン(1970 年代後半の水準)まで回復させることを目標とする。
漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置	<p>TAE の設定(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律)。</p> <p>必要に応じ、漁業調整委員会指示(漁業法)による禁漁期間、禁猟区域の設定等の担保措置について検討。</p>
資源回復のために講じる措置に対する支援策	漁具等の廃棄・改良に必要な経費、休漁中の漁業経営経費、不要漁船・漁具のスクラップ経費等の助成など。

出典：水産庁ホームページより作成